

## 審判法について

平成29年10月8日

調布市剣道連盟

小野 洋助

### 1. 規則について（規則 第1条）

本規則の目的には、「剣道試合につき、剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公平に審判する」とある。

この条文は、規則全体の主眼となるもので、違法な行為、不当な行為か否かの判断のよりどころとなるものである。

### 2. 審判の意義

審判は、試合者が「剣の理法を全うしつつ公明正大に試合を」行っているかを見定めながら、適正公平に審判を行い、剣道のあり方を望ましい方向に指導することに深い意義がある。

試合は、試合者にとって稽古の集大成の場であって、技術と精神力を最高度に発揮し勝敗を決する場である。また、審判員は試合者が表わした勝敗の事実を審（つまび）らかに判定する重大な役割を持っている。剣道がいかに勝敗を超越すべきものとはいえ、最終の決定を与える審判の正否は、今後の剣道のあり方に極めて重要な影響を及ぼすといわねばならない。

### 3. 審判の目的（手引き P 4）

審判員の目的は、試合・審判規則を正しく運用し、「試合によるすべての事実を正しく判断し、決定する」ことである。

特に有効打突の判定の正否は、剣道のあり方を方向付ける重要な鍵をもつ。なおその上に、審判員は試合者に活気をつけ、興味を喚起させ、かつ技術の正否を自覚させ、正しい剣道を自得させ、剣道を善導することにある。

**『審判が良くなれば試合がよくなる。試合が良くなれば剣道が良くなる。』**

### 4. 審判員の任務（手引き P 4）

審判員の任務は適正な試合運営に努め、試合の活性化を図ることである。さらに、審判員の「使命は何か」「任務は何か」「資格は何か」を自覚する必要がある。

審判員の判定には絶対的な権限が与えられている。従って審判員は独善や主觀ではない、妥当性と客観性に基づいた自己の心の決断によって判定しなければならない。

そのためには、自らが稽古を積み重ねて自己の技術を高めなければならない。

### 5. 審判員としての心得（手引き P 5）

#### 〈1〉「一般的要件」

- (1) 公平無私であること
- (2) 試合・審判規則・運営要領を熟知し、正しく運用できること。
- (3) 剣理（剣道の理合）に精通していること。
- (4) 審判技術に熟達していること。
- (5) 健康体でかつ活動的であること。

#### 〈2〉「留意事項」

- (1) 服装を端正にすること。

- (2) 姿勢・態度を厳正にすること。（審判長、審判主任、審判員、控えの審判員）
- (3) 言語が明晰であること。（審判旗の表示を明確にし、宣告する時の言語は明解であること。）
- (4) 数多く審判を経験し、反省と研鑽に努めること。（試合終了後、他の審判員と当該審判の反省を行うこと。）
- (5) 良い審判を見て学ぶこと。

## 6. 有効打突見極め（規則12条 P6）（手順 P6）

有効打突は、「充実した気勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し残身あるものとする。」と規定されている。

このような有効打突の一本こそが剣道の特性であり、審判員は、よく眼で見て、耳で聞いて、理合、経験則・勘で判断するとが肝要である。

- \* 充実した気勢・・・（心身ともに気合が充実していて相手を圧倒する勢い）
- \* 適正な姿勢・・・打突したときの体制と打突方向が一致し、体制が安定している
- \* 竹刀の打突部・・・物打ちを中心とした刃部
- \* 刃筋正しく・・・竹刀の打突方向と刃部の方向が一致している
- \* 残心・・・打突後の気構え、身構え

### ＜1＞有効打突の理合（手引き P7）

(要素)	(要件)
(ア) 間合	(ア) 姿勢
(イ) 機会	(イ) 気勢（発声）
(ウ) 体捌き	(ウ) 打突部位
(エ) 手の内の作用	(エ) 竹刀の打突部
(オ) 強さと冴え	(オ) 刃筋

### ＜2＞その他（手引き P6）

- (1) 打突そのものが軽くても「玄妙な技」などは技の質として一本にとれる場合がある。軽いから一本にならないとはせずに、技の違いによる有効打突を見極めることが大切である。
- (2) 試合者の鍛度に応じた有効打突の見極めが必要である。
- (3) 安易に相打ちで済ませず、相打ちは無いと考えて対処しなければならない。

## 7. 規則の解釈と運用（手引き P8～9）

### ＜1＞反則事項の見極め

違法・不当・適法・適正などの概念を正しく解釈しなければならない。

「違法」・・・規則に反する行為

「不当」・・・違法とは云えないが、一般的な通常の概念を超えた行為

反則事項については、試合の現象だけを見て安易に判断してはならない。行為の原因と結果の正しい見極め、禁止行為に対する的確な処置。不当な行為を見逃すと不当な行為が増幅してくるので厳格に見極めることが重要である。

疑問のある場合や微妙な事象については、合議により事実に基づいて判断する。

## ＜2＞禁止行為事項（規則 P 8）

- (1) 第15条（禁止薬物の使用・保持）
- (2) 第16条（非礼な言動）
- (3) 第17条（諸禁止行為）
  - ①不正用具使用
  - ②足を掛けまたは払う
  - ③不当に場外に出す
  - ④試合中に場外に出る
  - ⑤竹刀を落とす（竹刀の操作能力・管理能力の有無で判断すること）
  - ⑥不当な中止要請をする
  - ⑦その他、この規定に反する行為
- (4) 細則第15条（規則第17条4号 場外）
  - ①片足が完全に境界線に出た場合
  - ②倒れたとき、身体の一部が境界線外に出た場合
  - ③境界線外において、身体の一部または竹刀で身体を支えた場合
- (5) 細則第16条（規則第17条7号 禁止行為）
  - ①相手に手をかけ又は抱えこむ
  - ②相手の竹刀を握る又は自分の竹刀の刃部を握る
  - ③相手の竹刀を抱える
  - ④相手の肩に故意に竹刀をかける
  - ⑤倒れたとき、相手の攻撃に対応することなく、うつ伏せなどになる（対敵動作があるかどうかを良く見て判断すること）
  - ⑥故意に時間の空費をする
  - ⑦不当なつば（鍔）競り合いおよび打突をする

## ＜3＞つば（鍔）競り合いについて（手引き P 9～11）

鍔競り合いは、鍔と鍔とが競り合って互いが最も接近して緊迫した間合いである。鍔競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならない。

### (1) 基本的な判断として

- ①正しい鍔競り合いをしているか
- ②打突の意思があるか
- ③分かれる意思があるかなどを良く見て、膠着か、不当な鍔競り合いか故意に時間の空費をしているかを見極めること。  
判定に関する権限は審判員三人が同等であるが、膠着や不当な鍔競り合いに関する処置は、試合の運営にかかわる主審の専決事項であるので、副審は「止め」を宣告することができない。

### (2) 膠着と‘別かれ’について

膠着の状態を安易に考えないようとする。安易に‘別かれ’を宣告すると、試合者は審判の‘別かれ’に頼り、これを利用してしまうことになりかねない。

## ＜4＞規則に示されていない多種多様な状態が発生した場合の処置・判断

規則第1条（本規則の目的）「剣道試合につき、剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公平に審判することを目的とする」の基本的な精神に基づいて厳正に処置する。

## 8. 審判法実技

### ＜1＞審判員の旗の保持（ピンク運営要領 P 1～2）

- (1) 移動する場合、両旗を右手に持つ
- (2) 定位置に移動後は主審は赤旗右手、白旗を左に持ち、副審はその逆白旗を右手、赤旗を左手）に持つ。
- (3) 交代する場合は、白旗を中に赤旗を外にして巻く。

### ＜2＞審判員の移動・交替要領（ピンク運営要領 P 14～15）

- (1) 審判員の入場及び整列（第1図）
- (2) 審判員の定位置（第2図）
- (3) 主審・副審の移動交替（第3図）
- (4) その場での審判員の交替（第4図）
- (5) 審判員が移動して交替（主審抜け）（第5図）

左右の手に旗を持つときは3人が呼吸を合わせて一斉に行う！

- (6) 終了した審判員の交替（または一斉交替）（第6図）

### ＜3＞審判旗の表示要領（ピンク運営要領 P 16～17）

- (1) 開始・再会・終了（基本姿勢 第1図）
- (2) 有効打突・判定・勝敗の決定（第2図）
- (3) 有効打突を認めない・取り消し・相殺のとき（第3図）
- (4) 有効打突の判定を棄権したとき（第4図）
- (5) 引き分けのとき（第5図）
- (6) 中止のとき（第6図）

審判員の中止宣告は次の場合に行う

- ①反則の事実
- ②負傷や事故
- ③危険防止
- ④竹刀操作不能の状態
- ⑤意義の申し立て
- ⑥合議

- (7) 分かれのとき（第7図）

- (8) 合議のとき（第8図）

審判員の合議は次の場合に行う

- ① 有効打突の取り消し
- ② 審判員の錯誤
- ③ 反則の事実が不明瞭の場合
- ④ 規則の運用および実施の疑義

- (9) 反則のとき（第9図）

- (10) 同時反則のとき（第10図）

### ＜4＞審判員の位置取りと対応の仕方（手引き P 11）

（基本原則）

- (1) 試合者の動きに合わせて、三人の連携やバランスを保ちながら、臨機応変に一番見やすい位置を確保する。
- (2) 主審を頂点とした二等辺三角形を維持しながら動くことが原則である。
- (3) 審判員の移動範囲を特定してはいけない。

【留意事項】

\* 審判員は、試合者と他の審判員を常に視野に入れておく。

\* 主審が試合状況を先取りして素早く位置取りをすることに

より、主審に連動して副審は位置取りがしやすくなる。主審の意思が大切である。

## 9. 近藤勇杯の審判についての反省点

＜1＞審判交代時の両手に旗を持つ動作の呼吸が合っていなかった。

(ピンク運営要領 P 15 : 審判員の移動・交替要領 第5図)

＜2＞宣告の言語が明晰さに欠けたケースが見受けられた。

(手引き P 5 : 1 - (3) )

＜3＞一人の審判員が有効打突の表示したのに、他の審判員の反応がなかつたケースが見受けられた。

(規則第29条 1. )

審判員のうち1名が有効打突の表示をした場合は、他の審判員は自己の判断を直ちに表示しなければならない。

＜4＞片側に3人寄ってしまったケースが見受けられた。

(手引き P 11 : 審判員の位置取りと対応の仕方 3. - (4) )

あってはならないが、片側（表又は裏の一方）に三人の審判員がより集まり停止したような場合には、主審は直ちに「止め」をかけることが賢明である。

## 9. 最後に

剣道は試合者と審判員および観衆によって成立する。審判員は試合者、観衆が納得するものでなければならない。そのためには、試合・審判規則に沿って正確に判断をし、適正な試合を運営し、判定する能力がなければならない。立派な審判を行えるようになるためには、剣道の稽古、剣道の工夫研究、健康管理、審判の経験などを積み重ねていき、日々の切磋琢磨が大切である。

以上

### 参考資料

「剣道試合・審判規則、細則」（全日本剣道連盟）

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」（全日本剣道連盟）

「審判法解説」（友川紘一先生：松原剣道スポーツ少年団HP）